

# 特定非営利活動法人御前崎災害支援ネットワーク定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人御前崎災害支援ネットワークという

(事務所)

第2条 この法人は主たる事務所を静岡県御前崎市池新田5408番地の1に置く

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、南海トラフ巨大地震や様々な災害に対して市民と共に安心して暮らせる災害に強いまちづくりを目的とする。その目的は安心を願う公汎な市民各層に対して平常時から防災・減災への意識向上、市民による自助・共助・協働の推進を図る啓蒙活動を実施し、災害ボランティアリーダーおよび女性や子どもの防災・減災活動リーダーの養成を行い、人々が支え合うボランタリー精神豊かな社会づくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う

- ①社会教育の推進を図る活動
- ②まちづくりの推進を図る活動
- ③災害救援活動
- ④地域安全活動
- ⑤男女共同参画社会の形成の促進を図る活動

(特定非営利活動に係る事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う

- ①防災・減災などを題材とした社会教育のための講演会や研修会の開催事業
- ②災害に強いまちづくりを推進するための啓蒙、広報事業
- ③市内外の災害に伴う緊急時における救援事業
- ④行政や様々な団体等の地域安全活動等の参加協力事業
- ⑤女性や子どもを中心とした防災・減災リーダーの育成及び養成講座の開催事業
- ⑥前各号に伴う事業においてファシリテーターおよび講師等の派遣事業

### 第3章 会員

#### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動推進法(以下「法」という)上の社員とする。

- ①正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- ②賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

#### (入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由が無い限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付けた書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### (入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- ①退会届の提出をしたとき。
- ②本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- ③継続して3年以上会費を滞納したとき。
- ④除名されたとき。

#### (退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

#### (除名)

第11条 会員は、次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- ①この定款等に違反したとき。
- ②この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

### 第4章 役員及び職員

#### (種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- ①理事 3人以上20人以下とする。
  - ②監事 1人以上2人以下とする。
- 2 理事のうち1名を代表理事、2名を副代表理事とする

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第14条 代表理事は、この法人の代表とし、その業務を総理する。

- 2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う
  - ①理事の業務執行の状況を監査すること。
  - ②この法人の財産の状況を監査すること。
  - ③前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - ④前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - ⑤理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- ①職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- ②職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
  - 3 前2項に関し必要な事項は、総会議決を経て、代表理事が別に決める。

(職員)

- 第19条 この法人に、事務局長その他職員を置く。
- 2 職員は代表理事が任免する。

## 第5章 総会

(種別)

- 第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

- 第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

- 第22条 総会は、以下の事項について議決する。
- ①定款の変更
  - ②解散
  - ③合併
  - ④事業計画及び活動予算並びにその変更
  - ⑤事業報告及び活動決算
  - ⑥役員を選任又は解任、職務及び報酬
  - ⑦会費の額
  - ⑧借入金(その事業年度内の収益を持って償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
  - ⑨事務局の組織及び運営
  - ⑩その他運営に関する重要事項

(開催)

- 第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催とする。
- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
    - ①理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
    - ②正会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
    - ③第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面及びメール等により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面を持って表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- ①日時及び場所
  - ②正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)
  - ③審議事項
  - ④議事の経過の概要及び議決の結果
  - ⑤議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
  - 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面及びメール等により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事

録を作成しなければならない。

- ①総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- ②前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- ③総会の決議があったものとみなされた日
- ④議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- ①総会の付議すべき事項
- ②総会の議決した事項の執行に関する事項
- ③その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、各号の一に該当する場合開催する。

- ①代表理事が必要と認めたとき。
- ②理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- ③第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決)

- 第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項につ

いて書面をもって表決することができる。

- 3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条1項2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- ①日時及び場所
  - ②理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
  - ③審議事項
  - ④議事の経過の概要及び議決の結果
  - ⑤議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- ①設立の時の財産目録に記載された資産
- ②会費
- ③寄付金品
- ④財産から生じる収益
- ⑤事業に伴う収益
- ⑥その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画および予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加および更生)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更生をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人の定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合は、所轄庁の認証を得なければならない。

①目的

②名称

③その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

④主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る)

⑤社員の得喪に関する事項

⑥役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く)

⑦会議に関する事項

⑧その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項

⑨解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る)

⑩定款の変更に関する事項

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。



- ①総会の決議
  - ②目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - ③正会員の欠亡
  - ④合併
  - ⑤破産手続きの開始の決定
  - ⑥所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は法第11条第3項に掲げる者のうち、解散時点における総会において議決された者に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

## 第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

## 附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	落合 美恵子
副代表理事	大村 勝
副代表理事	竹内 浩
理事	樽林 弘行
理事	山本 雅美
理事	松下 美枝子
理事	小川 雅康
理事	澤島 久美子
理事	増田 雅彦
理事	榛葉 十三男
理事	尾藤 さだ子
理事	田古 正孝
監事	鈴木 毅
監事	吉野 久江

3 この法人の設立当初の役員任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成27年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 3条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から平成26年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- ① 正会員入会金 徴収しない
- 正会員会費 1口1000円 個人3口以上(1年分)
- 団体・法人5口以上(1年分)
- ② 賛助会員入会金 徴収しない
- 賛助会員会費 1口1000円 5口以上(1年分)